路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例と刑罰論

——刑事立法学序説——

深

町

晋

也

Iはじめに

Ⅱ 路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例の現状分析

路上喫煙・ポイ捨ての規制根拠と刑罰論

IV III

わりに

はじめに

Ι

罪についての法定刑の引き上げの他、様々な領域において犯罪化がなされている。このような重罰化及び犯罪化の(ユ)(ユ)(エ) 近時、刑事立法のラッシュとでも言える状況が生じている。実体法に限ってみても、従来から規定されている犯

進行(いわゆる刑罰積極主義)は、必ずしもわが国に限った事態ではないが、従来、刑事立法が抑制的であり、か(3) つ刑罰権の行使についても基本的には抑制的であったわが国の状況からすると、近時の傾向は驚異的と言える。し

かし、このような傾向に対して、学説が十分にその役割を果たしてきたかと言えば疑問である。そもそも、わが国

ても、 わず、 といった刑事立法のあり方を巡っての議論は、さほど活発に行われていたとは言えない。しかし、このような学説 る処罰が望ましいのか、 刑罰権の適切な行使という観点から処罰の限界を巡って議論がなされてこなかったわけではない あるい 前述の は刑事立法に関する理論的枠組みを構築してこなかった嫌いがある。もちろん、 刑事立法の抑制的態度に対応して、 あるいはそもそも処罰することが望ましいのか、 基本的には解釈論の深化に意を払う余り、 他の制裁に委ねることが妥当ではない 解釈論 立法的 の展開にお が、 か

刑法学がなすべきことの一つは、 は今後ますます強まり、 見れば望ましい 法学の視点からすれば問題のある立法に対して防波堤としての役割を果たし得ないのみならず、 のあり方は、 いざ刑事立法が積極的に行われるという状況において適切な立法論的指針を提示し得ないために、 (少なくともあるべき) 立法を促進することもできない。こうした刑法学の「置いてきぼり」状況 現在の社会に生起する問題への解決のオプションを提示することであろう。 刑法学の持つ意義が(今まで以上に)低下しかねないが、こうした危機的な状況に対して 刑罰 (刑事制裁) の意義・機能を明らかにすることで、 刑罰がなし得る役割及び 刑法学の視点から 刑

その限界を示し、

るかもしれないが、これには理由がある。 がなされているいわゆる路上喫煙条例及びポイ捨て禁止条例を素材としつつ検討を加える。法律ではなく条例、 が見えてくるものと考えられる。第二に、 の限界を考察する上で格好の素材と言える。 て制定されているが、 かも地方自治体ごとに様々な規制内容・規制態様を有する当該条例を検討対象とすることは、 制裁が踏み込んでいくことの是非や、 本稿は、このような問題関心に基づき、 その規制対象がタバコといういわば市民の嗜好に属するものであるだけに、 他の 当該条例はまさしく「市民のライフスタイル」に踏み込んでいくもの 第一に、 近時多くの地方自治体において制定され、 すなわち、このような「市民のライフスタイル」とも言える領域に刑 (非刑事的 当該条例は地方自治体ごとに様々な規制内容・規制態様をもっ 制裁の導入の是非を考察することで、 あるいは制定に向けての検討 一見すると奇異に映 刑罰の 刑罰の意義やそ 意義 限界

法的提言は、 多くの地方自治体で制定され、または制定に向けての検討がなされているという状況であることも見逃せない。立(8) であり、したがってそのような「悩み」と正面から向き合う必要があると思われる。第三に、 端々に窺われる。そのような「悩み」は、現在の日本における刑罰に対する見方、すなわち刑罰観を反映したもの あるだけに、当該条例を制定する側でも相当に議論を重ねており、その「悩み」とも言うべきもの 未だ流動的であることに鑑みれば、 議論の趨勢が固定化する前になされることが望ましいことは言うまでもなく、当該条例を巡る状況が 現段階であるべき立法の指針を示すことには意義があるものと思われる。 当該条例は今まさに が当該条例

- 貴重なコメントを頂戴した。それにも拘らずなお残る本稿における誤りについての責任は、勿論筆者にある。 北海道大学准教授の藤谷武史氏、東京大学准教授の樋口亮介氏、北海道大学准教授の得津晶氏には予め草稿に目を通して戴き、それぞれから
- (1) 平成一六年改正により、 ト一二八五号 (二○○五年) 三三頁以下参照)。 則の犯罪類型においても、平成一六年改正で法定刑の上限あるいは下限が引き上げられたものは数多い(この点につき、 有期の懲役及び禁錮の法定刑の上限が一五年から二〇年に引き上げられたことはその表れの一つであるが、 佐藤弘規・ジュリス
- ス禁止法など、枚挙に暇がない。 児童買春・児童ポルノ禁止法、ストーカー行為等規制法、臓器移植法、 ヒトクローン規制法、 DV防止法、 組織的犯罪処罰法、不正アクセ
- ドイツでの状況につき、井田良 『変革の時代における理論刑法学』(二〇〇七年)二七頁以下参照
- 4 従来からこのような議論が盛んに行われていたのは、いわゆる経済犯罪の領域である。佐伯仁志『制裁論』(二〇〇九年)二五七頁以下参
- (5) こうした例として特に挙げなければならないのは、児童ポルノを巡る刑事的規制であろう。ことに保護法益の不明確さは、 犯罪化することはできないことになろう。深町晋也・平成一八年度重要判例解説(二〇〇七年)一七四頁以下も参照 するのであれば、 ように解するのであれば、 れば、当該児童ポルノの提供、所持の時点(より正確には法益侵害結果発生時)で当該児童が一八歳未満である必要があろう。しかし、 大きな問題を引き起こしている。仮に、児童ポルノ提供罪(七条一項)あるいは所持罪(七条三項)の保護法益を個人的法益と解するのであ 被告人の実行行為の時点でもなお生存しており、 わいせつ物販売目的所持罪 検察は当該児童ボルノの被写体となっている人間が、児童ボルノの作成時に一八歳未満であることを立証するのみ (刑一七五条) との比較から明らかなように、 かつ一八歳未満であることを立証しなければならなくなる。 およそ他人に流通する可能性がないような所持を 他方、

- 6 刑罰の意義・限界を示しつつ、制裁を多様化して適切で効率的な制裁制度を構築すべきとするものとして、佐伯・前掲注
- 7 両条例をまとめて示す際には当該条例と呼称する。また、当該条例の具体的な内容についてはⅡを参照のこと
- 愛媛県松山市(松山市歩きたばこ等の防止に関する条例。平成二一年一○月九日公布)など。 煙等の防止に関する条例。平成二一年三月一三日公布)、滋賀県大津市(大津市路上喫煙等の防止に関する条例。平成二一年三月二三日公布) 本稿が執筆された二○○九年(平成二一年)においても、数多くの条例が制定され、また改正されている。例えば、 江東区

Ⅱ 路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例の現状分析

前

九市)、③中核市(四〇市)を中心とした都市(五二市)、について当該条例の有無及び内容を調査し、それに基づ(^[2] らず、本稿の目的にも必ずしも合致しない。そこで本稿では、①東京都特別区(二三区)、②政令指定都市(一⑴ 場所においてタバコの吸い殻を捨てる行為を禁止し、それに違反した場合には一定の制裁を科す。このような内容 喫煙する行為を禁止し、それに違反した場合には一定の制裁を科す。また、ポイ捨て禁止条例については、公共の喫煙する行為を禁止し、それに違反した場合には一定の制裁を科す。また、ポイ捨て禁止条例については、公共の を有する条例は、全国の地方自治体において制定されており、全てを網羅的に検討することは困難であるのみな いて現状分析を行うことにする 本稿で検討対象とする路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例とは、基本的には以下のような内容を有する。すなわ 路上喫煙条例については、当該地方自治体の首長が一定の「路上禁煙地区」を指定し、当該地区内では路上で

事制裁を科すに値するようなものか否かという点にあり、 最も便宜だからである。当該条例については、大まかに分けて、 いう観点からの類型化を行うことにする。本稿の関心は、 また、当該条例は規制内容・規制態様において様々なものがあるが、本稿においては特に罰則 その観点からすれば、 当該条例が規制対象としている路上喫煙やポイ捨てが刑 ①罰則を伴わないもの、②違反した場合に過料(5) 罰則に着目した類型化を行うの の有無及び内容と が

科すもの、③違反した場合に罰金を科すものがある。(16) これに加えて、 ④そもそも条例自体が存在しない場合も含め

2 路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例の現状

て、以下では分類することにする。

(1) 路上喫煙条例の概観

①罰則規定のない条例

【東京都特別区】荒川区、 区 中 野(18) 区(18) 練馬区、文京区 江東区 (但し公表あり)、港区 (但し公表あり)、新宿区、 (努力規定)、目黒区 世田谷区、 台東区、 中央区 (但し公表あり)、 豊島

【政令指定都市】仙台市、浜松市 (努力規定)、相模原市、 堺市 (努力規定) (四市

【中核市その他】埼玉県川口市、 巿 長野県松本市 (努力規定)、 埼玉県所沢市、 滋賀県大津市、 神奈川県横須賀市、 京都府八幡市 (努力規定)、 静岡県三島市 香川県高松市、 (努力規定)、 愛媛県松山 長野県上 田

②過料規定のある条例:

福岡県久留米市(努力規定)、鹿児島県鹿児島市

(一二市

【東京都特別区】千代田区、

板橋区、

杉並区、

品川区、

足立区、

大田区、

葛飾区、

北区、

墨田

区

九区

【政令指定都市】札幌市、千葉市(間接罰方式)、さいたま市 (間接罰方式)、横浜市、 川崎 市 静岡 市

名古屋市、 京都市、 大阪市、 神戸市、 岡山市、 広島市、 北九州市、 福岡市 (一五市

【中核市その他】 (間接罰方式)、 栃木県宇都宮市、 富山県富山 市 岐阜県岐阜市、 埼玉県川越市、 岐阜県高 千葉県船橋市 山市 (間接罰方式)、 (間接罰方式)、 兵庫県姫路 千葉県柏市、 市 兵庫県西宮市 千葉県我孫子市

奈良県奈良市

(間接罰方式)、

山口県下関市、

長崎県長崎市、

熊本県熊本市、

大分県大分市、

宮崎県宮崎市

沖縄県那 爾市 (間接罰方式) (一七市

③罰金規定のある条例:神奈川県平塚市 (間接罰方式)、神奈川県小田原市 (間接罰方式) (二市

④条例なし:渋谷区、 県倉敷市、 巿 福島県郡山市、 愛知県岡崎市、三重県伊勢市、 広島県福山 福島県いわき市、 江戸川区、 市 高知県高知市 北海道旭川市、 群馬県前橋市、(19) 大阪府高槻市、 北海道函館市、 石川県金沢市、 大阪府東大阪市、 青森県青森市、 長野県長野市、 兵庫県尼崎市、 岩手県盛岡市、 愛知県豊田 和歌山県和歌山 市 秋 田 愛知県豊橋 市 秋田 岡山 市

(二三市区

(2)ポイ捨て禁止条例の 概観

①罰則規定のない条例

【東京都特別区】荒川区、 江東区 (但し公表あり)、台東区 (但し公表あり)、中央区 (但し公表あり)、 中野区

練馬区(但し公表あり)、文京区 (但し公表あり)、港区(八区)

【政令指定都市】仙台市、浜松市、大阪市(但し公表あり)、堺市、 福 岡₍₂₀ 市²⁰ (五市)

【中核市その他】 愛知県岡崎市 (但し公表あり)、 北海道旭川市、 北海道函館市、 大阪府高槻市、 静岡県三島市、 兵庫県尼崎市 埼玉県所沢市、 (但し公表あり)、 岐阜県岐阜市、 和歌山県和歌山市、 愛知県豊田 広島県福

市(一一市

②過料規定のある条例

【東京都特別区】 千 代 田 (23) 板橋区、 大田区、 葛飾区、 北区、 品川区、 杉並区、 墨田区 (八区

【政令指定都市】 札幌市、 さいたま市 (間接罰方式)、 川崎市、 新潟市、) 岡山 市, 広島市、 北九州市 (七市)

【中核市その他 千葉県柏市、 千葉県我孫子市 福島県い わき市 (間接罰方式)、 (間接罰方式)、 富山県富山市、 栃木県宇都宮市 岐阜県高山市 (間接罰方式)、 (間接罰方式)、 千葉県船橋市 京都府八幡市、大 (間接罰方式)、

は罰則

ない

市その他でも見られる。こうした傾向は、

路上喫煙及びポイ捨てを、

阪府 東大阪市、 Щ \Box 県 下 剪 市 長崎県長崎 市 熊本県熊本市、 大分県大分市、 宮崎県宮崎市、 鹿児島県鹿

③罰金規定のある条例:

吊

(間接罰方式)、

沖縄県那覇市

(一六市

【東京都特別区】 足立区、 渋谷区、 新宿区、 世 田谷区、 千代田区、豊島区、 目黒区 (間接罰方式) (七区)

【政令指定都市】 千葉市、 横浜市、 名古屋市 (間接罰方式)、京都市、 神戸市、 岡山 市 (間接罰方式)、 相模原 市

(七市

【中核市その他】 良市 市 神奈川県横須賀市、 (間接罰方式)、兵庫県姫路市 福島県郡 Ш 長野県上田市 市 (間接罰方式)、 (間接罰方式)、兵庫県西宮市 (間接罰方式)、長野県松本市、三重県伊勢市 埼玉県川口市、 神奈川県平塚市 (間接罰方式)、 (間接罰方式)、 岡山県倉敷市 (間接罰方式)、 神奈川県小田 (間接罰方式)、 奈良県奈 原

④条例なし:江戸川 長野県長野市、 香川県高松市、 石川県金沢市、(28) 愛媛県松山市 区 静岡市、 愛知県豊橋市、 青森県青森市、 (間接罰方式)、 滋賀県大津市(29) 高知県高知市、 秋田県秋田市、 岩手県盛岡市、 福岡県久留米市 市区 群馬県前橋市、 (間接罰方式) (一六市 埼玉県川

3 路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例の分析

(1)路上 喫煙条例及びポイ捨て禁止条例の制定状況を概観すると、 当該条例をそもそも制定していない、 ある

条例を制定しているし、 ポイ捨て禁止条例に関して罰則規定のない条例を制定している区は全て路上喫煙条例に関しても罰則規定 規定のない条例を制定するに留まる地方自治体についてはかなりの部分で重なっている。 江戸川区は当該条例を制定していない。 そして、 同 様 \ddot{o} 傾向 . は政令指定都市 特に東京都特別 でも中

いずれも基本的にはマナーに属する行為であ

(2010)びポイ捨ては、 可能な限り市民の自律的判断に委ねる姿勢が表れたものと見ることができよう。すなわち、(31) いずれも「好ましくない行為」であることは確かだとしても、それらを罰則規定を伴うルールに 及

をもって規制・抑止すべき社会侵害的行為であるとの視座が確立しつつあると見ることができる。 る。 き罰則規定を伴う条例を制定する地方自治体は、 行している。 一三市あり、 しかし、このような判断は、 同様に、 ポイ捨てにつき罰則を伴う条例を制定する地方自治体は、東京都特別区で一四区、政令指定都市では すなわち、路上喫煙及びポイ捨ては、いずれも単に「好ましくない行為」であることを超えて、 路上喫煙及びポイ捨てを、いずれもマナーの問題からルールの問題へとみなす視座の転換が着実に進 抑止しようとするのは「市民のライフスタイル」への過度の介入であるとの判断が働いてい 人口の密集する都市においてはむしろメインではなくなりつつある。 東京都特別区で九区あり、政令指定都市に至っては一 路上喫煙に 五市もあ

は、 かれている。とすると、路上喫煙については、 多い。ここで市民の身体の安全というのは、端的に言えば歩行喫煙でのタバコの火による火傷の危険性が念頭に置 これとは異なり、 多く、当該条例が基本的には生活環境の保護を目的としていることが分かる。その限りでは、路上喫煙もポイ捨て⑶ ているのであろうか。当該条例の目的規定を見ると、生活環境の保全ないし環境美化の向上・促進を掲げるもの では、罰則規定を伴う条例においては、路上喫煙及びポイ捨てはいかなる意味で社会侵害的行為として理解され ポイ捨てとは異なる独自の社会侵害性があるとする二元的理解を採るべきことになろう。 (37) いは、「ポイ捨ての原点としての路上喫煙」といった一元的理解は必ずしも妥当ではなく、 いずれも生活環境の侵害 に対する危険を理由とした危険犯としての規定がなされていると理解すべきことになる。こうした理 単なる生活環境の保全に留まらず、市民の身体(・財産)の安全の確保をも目的に掲げるものも (あるいはその危険)をもたらすものとして規制対象とされていることになる。他方、 ポイ捨てとは異なり、 生活環境の侵害に留まらず、 むしろ、 むしろ人の身体 路上

ない 罰である罰金を科すという方向になるはずであろう。すなわち、ここでは、 略)を棄てた者」に対して拘留又は科料に処せられることからすれば、吸い殻のポイ捨て自体が直ちに刑罰に値 ほど大きいものとは言いがたい。もちろん、 ることは十分に可能なはずである。それに対して、 はその危険)に着目したものであり、 するものと解されるからである。すなわち、 の身体に対する危険」として構成する場合、これはまさしく伝統的な刑法犯として処罰可能とされてきた領域に属 行政罰である過料を科すものとが、 である。これに対して、ポイ捨て禁止条例においては、罰則規定のあるもののうち、 の差異とは、 る。では、このような差異は何に由来するのか。まず、こうした差異は、 金を科すものは殆どなく、 大きな差異があることに気づく。すなわち、 自 (あるいはその危険) を前倒しした犯罪として構成することは容易ではないし、生活環境それ自体に与える影響もさ(38) (2),ような行為であるとは言えないが、 の当否が問題とならざるを得ない。このような観点から路上喫煙条例とポイ捨て禁止条例とを再検討すると、 しかし、 実は基本的には何ら関係がないと思われる。というのは、路上喫煙における社会侵害性の実質を「人 このような二元的理解を採るのであれば、 わずかに神奈川県平塚市及び神奈川県小田原市が間接罰方式で罰金を規定しているの 東京都特別区、 路上喫煙を、こうした伝統的な刑法犯をいわば前倒しした犯罪として構成す そのように解するのであれば、 軽犯罪法一条二七号において「公共の利益に反してみだりにごみ 路上喫煙条例においては、 伝統的な刑法犯は、 ポイ捨てを、こうした人の生命・身体・財産などに対する侵害 政令指定都市、 そもそも路上喫煙とポイ捨てとを同 人の生命・身体・財産などに対する侵害 中核市その他を問わずほぼ拮抗した状態であ むしろ路上喫煙もポイ捨ても 罰則規定のあるもののうち、 前述の路上喫煙とポイ捨ての社会侵害性 単なる社会侵害性あるいは法益侵害性 刑罰である罰金を科すもの 平 亩 刑罰である罰 上で扱うこと ず (ある ń 中 刑

0

むしろ当該条例

の量ないし質という議論では解消し得ない差異があると考えるべきである。

れに対して、

路上喫煙とポイ捨てとの差異を、

このような理論的な説明によってではなく、

第79号 (2010) 行為を禁止する。」とし、これに反して喫煙し、又は吸い殻を捨てた者については二四条一項二号で二万円以下の 煙に関して罰則規定をもって規制したのは、千代田区が二〇〇二年に制定した条例が最初である。その内容は、 制定の経緯という、よりプラクティカルな議論から説明することも考えられる。そもそも、 一条三項で、「路上禁煙地区においては、道路上で喫煙する行為及び道路上(沿道植栽を含む。)に吸い殻を捨てる わが国におい 上.

を置いている。これらの例は、それぞれの条例制定者が、 宮市では、二○○○年に条例を制定した後に二○○五年と二○○八年に改正を行っているが、二○○五年改正では宮市では、二○○○年に条例を制定した後に二○○五年と二○○八年に改正を行っているが、二○○五年改正では 条)を追加したが、従来からあるポイ捨てに対する罰金規定(一四条)はそのまま維持している。(45) 条例を制定した後、二〇〇五年になって大幅な改正を行っており、当該改正においては、路上喫煙の禁止規定(4) 路上喫煙条例を制定するに当たり千代田区の条例を参考にしたため、路上喫煙については過料を、ポイ捨てについ 過料に処するというものである。しかし、千代田区が本条例を制定した時点では、既に他の多くの地方自治体でポ 金規定を自覚的に選択したことを示すものに他ならない。 ポイ捨てにつき間接罰方式で罰金規定(二八条)を置き、二○○八年改正では路上喫煙につき過料規定(三一条) 確かであろう。しかし、このような議論ではなお説明が困難な事例もある。例えば、新宿区では、一九九六年に ては罰金を科すという形での規制が多くなったのである、と。このような議論は、 イ捨て禁止条例は制定されており、そこではポイ捨てに罰金を科すものも多かった。その後、多くの地方自治体は(空) とすれば、 路上喫煙については過料規定を、ポイ捨てについては罰 当該条例の制定の経緯といった一面的な議 事の一面を把握していることは また、 兵庫県西

罰金規定を置いている条例は全て、 ていることである。 両者の差異は何に由来するのであろうか。この点を考察する際に示唆的なことは、 逆に、 ポイ捨てについて過料規定を置いている条例の中には、 ポイ捨ての規制対象としてタバコの吸い殻のみならず空き缶等についても挙げ ポイ捨ての規制対象としてタバ ポイ捨てについ 7

ではなお不十分であることは明らかであろう。

このような理解を前提とすれば、路上喫煙に対して罰金を科す条例が殆ど存在しないことも極めて合理的に説明し う。 か。 になる。では、このような「刑罰の回避傾向」は、 金を科すことについては強い抵抗感が生じるがゆえに、行政罰としての過料を科すに留まる条例が多いということ(タビ) うる。すなわち、路上喫煙の規制とは、まさしく「喫煙者」のみを狙い撃ちする規制に他ならず、 みを狙い撃ちするような規制を行うとしても、少なくとも刑罰を科すことは回避されているということになろう。 を科すことが回避されている点が決定的に重要だと思われる。そして、この点をより明確化すれば、「喫煙者」の 得るからである。むしろ、ここでは、タバコの吸い殻のみを狙い撃ちするような規制については刑罰としての罰金 であっても五万円を上限として科すことができる(地方自治法一四条三項)のだから、それで十分であるとも言 象としたのだと理解することはできない。というのは、単なる法益侵害性ないし社会侵害性の問題であれば、 は、 ることによって、より法益侵害性ないし社会侵害性の高い類型をも含むことになったがゆえに罰金による規制の対 も規制しているに過ぎない。 コ 0) それを明らかにすることは、 タバコのポイ捨てのみを規制しているわけではなく、むしろごみのポイ捨ての一環としてタバコのポイ捨てを 吸 (V ・殻のみを挙げているものが少なからず存在する。 (%) 但し、空き缶のような、より生活環境に影響を与えるごみについても規制対象に含め 路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例のあるべき姿を模索する上で極めて重要であろ 刑罰論の観点からするとどのように評価されることになるの すなわち、 ポイ捨てについて罰金規定を置 刑罰としての罰 |いている条例 過

- れらの点に検討を加えることにする (3) 以上 0) 分析から、 当該条例を巡る問題点として析出されたことをまとめると、 以下の二点となる。 Ⅲでは
- (1) 路上 き社会侵害性を見出すことができるか 喫煙 ポイ捨てはそもそも罰則を伴う規定によって規制 抑止されるべきものか。 規制 抑止されるべ

2

- 過料を科すことにしている。本条例の制定の経緯については、千代田区生活環境課『路上喫煙にNO!─ルールはマナーを呼ぶか─』(二○○ 四年六月二五日公布)の二一条三項で、「路上禁煙地区」における道路上での喫煙を禁止し、違反については二四条一項二号で二万円以下の このような内容を有する条例を初めて制定したのは、東京都千代田区である。安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例(平成
- は■32で再度検討する。 但し、タバコの吸い殻のみならず、空き缶やチューインガムのかみかすについても同時にポイ捨て禁止の対象に含めるものが多い。この点
- とであるが、このような調査を全国の全ての地方自治体について行うことは(少なくとも現段階においては)相当に困難である。 例えば、岐阜県内では平成二一年四月一日現在で、二一市一九町二村のうち三九市町村においてポイ捨て禁止条例が制定されているとのこ
- (12) 二○一○年四月から政令指定都市となる相模原市についても含む。
- (1) 二○一○年四月から政令指定都市となる相模原市については除く。
- る。公表それ自体は情報公開制度の一環をなすものとして位置づけられるが、制裁的機能を有する場合もあり(塩野宏『行政法Ⅰ[第五版]』 この類型の中には、違反行為に対する中止の勧告に従わなかった場合に、その事実経過について公表することを規定しているものが含まれ
- についても示すことにする。 (二○○九年)二四二頁参照)、その限りでは一定の制裁を伴う規定として理解すべきことになろう。したがって、分類においては公表の有無
- 前掲注(44)二四七頁)。したがって、罰金か過料かの差異は、刑罰かそれ以外の制裁かという分岐をなす重要な差異である。 なお、改めて言うまでもないことであるが、過料とはいわゆる行政罰の一種ではあるが、刑罰とは異なり、行政上の秩序罰である
- 罰方式)とがある。分類においては両者の区別を示すことにする。 但し、この中には、違反行為に対して直接過料を科すもの(直罰方式)と、違反行為に対する命令に違反した場合に過料を科すもの
- 罰方式)とがある。分類においては両者の区別を示すことにする。 この中には、 違反行為に対して直接罰金を科すもの(直罰方式)と、違反行為に対する命令に違反した場合に罰金を科すもの
- 但し、二○○五年に条例が改正され、命令違反に対して過料を科す規定が導入されたが、未施行である。
- (19) 但し、県の条例では努力規定がある。
- 福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の二〇条では、 金属製又はガラス製の飲料用の容器包装に代表され

- 「特定容器」のポイ捨てについてではあるが、間接罰方式で罰金を規定している。
- (21) 但し、県の条例では罰金規定がある。
- 22) かつては罰金規定があったが、現在では削除されている。
- 区は罰金規定のある条例にも重複して分類されている。 但し、千代田区の条例(前掲注(9)参照)では二五条で、 命令違反に対して五万円以下の罰金を併せて規定している。そのため、
- 但し、 岡山市は罰金規定のある条例にも重複して分類されている。 岡山市美しいまちづくり、 快適なまちづくり条例では二四条で、 命令違反に対して二万円以下の罰金を併せて規定している。
- 25) 但し、県の条例では罰金規定がある。
- (26) 但し、県の条例では過料規定がある。
- (27) 但し、県の条例では過料規定がある。
- (2) 但し、県の条例では罰金規定(間接罰方式)がある。(2) 但し、県の条例では罰則のない規定がある。
- 30 ることを目的とする。」とあり、あくまでも喫煙マナーや環境美化意識の向上を図ること、及び自主的な取組を推進することを目的としてい の公共の場所 に協力して、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図るとともに、自主的な取組を推進することにより、区の区域内(以下「区内」という。) 例えば、中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例の第一条は、「この条例は、中央区(以下「区」という。)、区民等及び事業者が相互 こうした自律性が社会を維持するために重要であることは論を俟たない。松宮孝明『犯罪立法と犯罪体系』(二〇〇三年)三頁以下参照。 (以下「公共の場所」という。)における歩きたばこ及びポイ捨てをなくし、もって快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保す
- 33 (32) このような視座の転換をもたらした一つのきっかけが、 境課·前揭注(9) 九頁以下参照 殻・空き缶等の投げ捨てを防止することについて必要な事項を定め、 一例を挙げると、品川区歩行喫煙及び吸い殻空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例の第一条は、「この条例は、 千代田区の積極的な活動であったことは疑いない。この点につき、千代田区生活環 区民の良好な生活環境を保全し、 快適で住みよい地域社会の形成に寄与 歩行中の喫煙および吸
- することを目的とする。」と規定する。 足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例、 東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例、 新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による
- 35 さほど多くはない。その一例としては、 このような危険の中に、 受動喫煙による危険性を取り込むべきかが問題となり得るが、 前揭注 (34)・新宿区条例を参照。 受動喫煙の害は、 受動喫煙防止を目的規定において明確に謳う条例は 建物内のような閉鎖的空間において特に認められ

那覇市路上喫煙防止条例の目的規定をそれぞれ参照。

被害の防止に関する条例、

墨田区路上喫煙等禁止条例、

- (36) 千代田区生活環境課·前掲注(9)二六頁以下。
- れており、一元的理解を徹底しているわけではない。 但し、千代田区生活環境課・前掲注(9)四頁以下では、路上喫煙には「他人に火傷を負わせる」という側面があることが正面から認めら
- 38 この点は、いわゆる「環境刑法」において保護法益をどのように構成するかという問題で明らかとなっている。後述ⅢⅠを参照
- タバコの吸い殻一本ではそもそも「公共の利益」に反せず本罪には該当しない可能性もある。 但し、橋本裕藏『四訂版 軽犯罪法』(一九九九年)七二頁では、「極少量であれば『公共の利益に反』する場合は少ない」とされており、
- をつくる条例)は、いずれも間接罰方式で二万円以下の罰金に処しており、その点で一貫している。 神奈川県平塚市の条例(平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例)及び神奈川県小田原市の条例 (小田原市きれいなまちと良好な生活環境
- (41) 前掲注(9)参照
- 43 くの地方自治体が同様の規定を有する条例を制定した。 一九九九年に地方自治法が改正され、条例のもとでの義務履行確保手段として五万円以下の過料を一般的に導入することが可能となる前の **罰金規定のあるポイ捨て禁止条例が制定されたのは、一九九二年の和歌山県美化推進及び美観の保護に関する条例が最初であり、**
- 条例においては、特にこうした傾向が窺える。なお、当初は罰金を規定していたものの、実効性の観点から過料に改正したものとして、 ス:出雲市飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例の改正」産業と環境三一巻一一号(二〇〇二年)四三頁参照 市飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例がある。この改正に対する評価として、 北村喜宣「「機動性ある執行手法」のパラドック
- (4) 前掲注(34)参照。
- 市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(平成七年公布、 る条例(平成九年公布、 ,前身の神戸市たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨ての防止等に関する条例が平成九年公布、平成二〇年に全面改正) 同様に、改正で路上喫煙の禁止規定を追加しつつ、 平成一六年改正)、目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例(平成一五年公布、平成 ポイ捨てに対する罰金規定を維持しているものとして、世田谷区ポイ捨て防止等に関す 平成一九年改正)、神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例 など参照
- (46) 西宮市快適な市民生活の確保に関する条例
- 三年) 六八頁 ることがあることはあり、 刑罰の有する (北村喜宣))。しかしここでの問題は、 「威嚇力」に期待して、 ポイ捨て禁止条例においてもそうした側面を否定することはできない 自らは告発をするつもりはなくとも、 ポイ捨て禁止条例についてそのような期待の下で刑罰規定を置くのだとすれば、 条例の義務規定の履行確保のために地方自治体が刑罰を規定す (町野朔編 『環境刑法の総合的研究』

とすることの可否は、

どのような行為を「生活環境に負荷を与える行為」として法的規制の対象とすることができるかという問題と

①そもそも生活環境を保護法益と見ることが可能かという問題と、

②①で仮に可能だとして

に大別できる。以下、

順を追って検討しよう。

様に路上喫煙条例についても刑罰規定を置くという選択をしなかったのか、という点である。

- 一四条、 千代田区(前掲注 34)九条)をそれぞれ参照 北区 (9) 二四条)、板橋区 (前掲注 (34) 一〇条)、杉並区 (エコポリス板橋クリーン条例 (杉並区生活安全及び環境美化に関する条例二一条二号、一一条三項)、 一九条、一四条三項)、 大田区 (清潔で美しい大田区をつくる条例
- ける上田市ポイ捨ての防止等に関する条例一四条(一○万円以下の罰金)などごく少数である 実際、 罰金規定を置いているポイ捨て禁止条例の殆どは、 五万円よりも低い額の罰金しか科していない。例外としては、 長野県上田市にお
- 公共的施設における受動喫煙禁止規定の文脈ではあるが、松沢・前掲注(35)九六頁は極めて示唆的である。

■ 路上喫煙・ポイ捨ての規制根拠と刑罰論

法的規制の根拠論

1

で議論されてきた問題である。そして、生活環境に負荷を与える行為を(とりわけ罰則を伴う形で) は、このような行為を法的規制の対象とすることは可能であろうか。これは、刑法においては「環境刑法」の文脈 吸い殻のポイ捨ては、ごみのポイ捨ての一種として生活環境に対して負荷を与える行為と理解すべきであろう。で ある。これに対して、吸い殻のポイ捨てをもって同様の危険性がある行為と解することは不可能である。むしろ、(52) り、こうした不特定多数人に火傷を負わせる危険性のある行為として法的規制の対象とすることは十分に可能で⑸、こうした不特定多数人に火傷を負わせる危険性のある行為として法的規制の対象とすることは十分に可能で 法において特に犯罪とされてきた領域に属することになる。もちろん、単なる喫煙行為をもってこうした危険性 ある行為と解することはできないが、路上喫煙は、不特定多数人が行き来する公共の場所における喫煙行為であ (1) 前述の通 b, 路上喫煙の規制根拠を「人の身体(・財産)に対する危険」と考える場合、それは伝統的 法的規制の対象 13 刑 が

71

①の問題は、

既に「環境刑法」において論じられている。

ことが困難なものではなく、 不可欠であるといった理由であるとすれば、その実体は限りなく。iiの見解に接近するであろう。その意味では 問われることになろう。「美しいものを見たい感情」「醜いものを見たくない感情」は誰にでもあるとしても、 享受したいという人々の感情」などと説明する場合、なぜそのような感情を保護しなければならないのか、が再度(ᠪ) もなお保護を肯定するのだとすれば、その限りでは殆ど限定性を失い、その結果、の見解に限りなく接近するともなお保護を肯定するのだとすれば、その限りでは殆ど限定性を失い、その結果、の見解に限りなく接近すると を保護すると解するか、である。 ※の見解が、人間の生命・健康に対する危険を相当程度前倒しした場合であって 限りで生活環境を保護すると解するか、それとも環境に対する人間の利益、例えば豊かな生活環境を享有する権利 ことは困難であろう。したがって、ここでの問題は、

ii)と

ii)との対立、すなわち人間の生命・健康と関連を有する(8) る見解である。しかし、少なくとも「生活環境」に関しては、人間との関連性を否定した形でその保護を主張する ち、人間の生命や健康には直ちに関連しないこと)を承認しつつ、最終的にはこうした法益は人間に還元されるとす として(すなわち人間との関連性を要求せずに)保護に値するとする見解、※は、環境という法益の独自性のは、では、「(36) の見解と⑪の見解との境目は極めて曖昧である。但し、こと生活環境に関して言えば、この問題はさほど深刻では として、「豊かな生活環境を享受したいという人々の感情」を位置づける必要がある。それが人間の生存にとって も思われる。また、⑪の見解において環境という法益の独自性を認めたとしても、 した感情を法的に直ちに保護すべきだと主張することは困難であるとすれば、こうした感情とは質的に異なるもの すなわち、 (i) (i)生態学的法益構成、(i)生態学的―人間中心主義的法益構成の三つの見解が主張されている。 ここで問題となっている法益は、「自然環境」のような漠然とした、 は、 環境は人間の生命や健康と関係する限りで保護に値するとする見解、iiiは、(55) あくまでも「生活環境」に過ぎない。生活環境の悪化はまさしく当該場所の住民にと その実体を「豊かな生活環境を あるいは人間と関連させる 環境はそれ自

(i)人間中心主

環境刑法の保護法益を巡っては、

ある。 っては、 以上のような理解に従えば、①の問題はクリアしうるであろう。 その生命・ 健康に対する危険性を与えるものであり、 したがってその生存に不可欠な基盤と言えるからで

とすることが可能であろうか。 に、それを単独としてみる限り殆ど侵害性 境に負荷を与える行為」として規制すべきなのかが更に問題となる。そもそも、タバコの吸い殻のポイ捨てのよう 環境に影響を与え得るあらゆる行為を法的規制の対象とすることはできない。すなわち、 そこで次に、②の問題の検討に移る。 (あるいは侵害の危険性)を観念しにくい場合に、 生活環境それ自体を保護法益として見ることが可能だとしても、 いかなる行為を なお法的規制の対 生活環

あ₆₂ は、 よって初めて当該行為者はそのような行為を行わないことが合理的だと判断するようになるのである、と。 別的に見ればおよそ抽象的な危険性すら有しておらず、 法的規制の対象とすることができる、とする議論である。論者によれば、「累積犯」として問題となる行為は、 様の行為が大量に行われたとすれば法益侵害あるいはその危険が惹起されるような場合には、当該個別行為自体 置したときに想定される侵害性に着目して法的規制の対象とすることを認める見解として、 ん (Kumulationsdelikt)」の議論がある。すなわち、 このような、当該行為を単独としてみる限り殆ど法益侵害性を認めがたい行為であっても、そのような行為を放 このような議論に対しては、直ちに以下の批判がなされるであろう。 当該行為者が惹起した法益侵害 したがって、 刑罰を科すことで当該行為を行う合理性を上回る否定的評価や主観的不利益を付与することに (あるいはその危険性) 個別の行為自体は法益侵害あるいはその危険を惹起しない 個々人にとってはそのような行為を行うことが合理的 を理由としてではなく、 すなわち、 (およそ当該行為者とは無関係 「累積犯」 γ. 構成を認めること わゆる「累積 が、 個 を で 同 犯

個人責任の原則に真っ向

から

反するとの批判である。

しか

仮定的な)

他者の行為を理由として処罰することを肯定することに他ならず、

可能であろう。このような観点から吸い殻のポイ捨てを検討すると、個々のポイ捨て行為自体が直接的に環境に与 起されてしまうという関係にある。その限りでは、個々の行為それ自体に法益侵害の危険性があると解することが して、多数の他者が同様の行為を行う誘発的性質を有しているため、個々の行為を抑止しない限り、法益侵害が惹 くために、 他の多くの人間が模倣しやすい性質を有していることは否定できない。すなわち、当該行為それ自体と

しかし、「累積犯」として問題となる行為の性質に着目すると、そうした行為は一見すると殆ど法益侵害性を欠

る。そこで次に、この問題を検討することにする。 制すべきか、すなわち刑罰としての罰金を科すべきか、それとも行政罰としての過料に留めるべきか、が問題とな 以上の検討から、吸い殻のポイ捨て行為に対して法的規制を行うことは可能であるが、いかなる罰則をもって規

あろう。そのような強度の誘発的性質を有するポイ捨て行為をそれ自体として「生活環境に負荷を与える行為」と える影響は僅少であると言わざるを得ないが、かかる行為が正に強度の誘発的性質を有していることは疑いないで

して法的規制の対象とすることは、なお可能であろう。

2 刑罰の意義及び機能から見た路上喫煙・ポイ捨て規制のあり方

いう問題である。 ある。このような観点からまず問題となるのは、当該行為に関するルールないし規範が社会に十分に根付いていな い場合に、このような規範を刑罰によって積極的に形成ないし強化することが果たして刑法の機能に属するか、と (1)法的規制を行うことが可能であるとしても、そうした行為を刑罰によって規制・抑止すべきか否かは別論で

成員の一部の間で妥当している確立した行為価値・社会倫理は存しない場合が多い」という認識を前提として、 この点につき、特に 「環境刑法」に属する問題領域においては、「保持乃至維持されるべき、少なくとも社会構 刑

とまでをも否定するものではない。

と解する立場からは、 役割は 法の規範形成機能を正面から認める見解が主張されている。 (法益の保護ではなく、)当該社会のアイデンティティを規定している「規範」を維持・確証することにある 刑法自体には規範形成機能は存在しないとする見解も主張されている。(四) 刑法により維持・確証される「規範」とは、その時点で既に当該社会において存在する必要 他方、 積極的一般予防論の立場に依拠しつつ、(②) 刑

があり、

者が実証的に検討すべきことを要請するとしても、受容可能と判断された規範を新たに形成すべく刑法を用いるこ⑵ 刑法の有する抑止力が発揮されず、単に刑法がそうした行為を否定的に評価しているということを示すに過ぎな た、特に一般の国民ないし市民の日常的な行為を規制対象とする場合には、人々が受容可能な規範でないと結局 めぐっては、国民の間にそもそもそうした規範が根付いていると判断し得ることはむしろ稀であると思われる。 社会で存在している」との判断をどのように行うべきか、が問題となる。例えば、高度に技術的・専門的な規制 解については、既に当該社会で存在している規範のみが刑法による維持・確証の対象となるとしても、「既に当該 ないし、ゼロベースから刑法によって規範を形成すべきだと真剣に主張しているとも思われない。他方、 のではないであろう。憲法上の諸原則に反する内容の規範について形成することが許容されないことは言うまでも 「象徴立法」に陥ってしまうことは否定できないが、そのことは、当該規範が社会において受容可能か否かを立法 が、まず前者の見解については、およそいかなる規範であっても刑法によって形成可能であるとまで主張するも これらの見解の当否を詳細に検討することは本稿の目的ではないため、必要な限度での検討に留まらざるを得な 後者の見 ま

することができ、こうした行為については抑止対象とすべきだという規範も存在していると思われる。また、

伝統的に刑法において処罰対象とされてきた行為として理

路上喫煙においては人の身体に火傷をさせる危

険性を有する行為が問題となっていると解する限り、

以上の検討を踏まえて路上喫煙・ポイ捨てについて検討すると、

特段の障害はないと言えよう。

(2010)る。したがって、この観点からは、 が汚れるのでポイ捨てをするな」という規範は一定程度存在するか、 捨てについては、少なくとも生活環境に対する意識が高まっている現在の社会においては、「ポイ捨てをすると街 路上喫煙についてもポイ捨てについても、 少なくとも受容可能な規範であると考えられ 刑罰による抑止の対象とすることに

例制定者の「悩み」に応える形で立法の指針を提示することはできないであろう。そして、この点を明らかにする ないにも拘らず、なぜ刑罰規定の導入については回避傾向が生じるのか。この点を明らかにしない限り、 したいのであろうか。すなわち、「喫煙者」のみを狙い撃ちする行政罰規定を導入することにはさほど回避傾向 を回避したいという感覚に由来するものと思われるが、なぜ「喫煙者」のみを狙い撃ちする刑罰規定の導入を回 ることに強い回避傾向が見られる。このような回避傾向は、「喫煙者」のみを狙い撃ちする刑罰規定を設けること (2)しかし、■3において分析したように、少なくとも路上喫煙については、 刑罰による抑止 ・規制 の対象とす 現場の条 が

ためには、

刑罰と行政罰の差異について検討することが必要となる。

公的に伝達するという形で付与される。 る点において、 単に不利益を科すのみならず、違反行為に対して「犯罪」というレッテルを貼ることで強い社会倫理的非難を加え が、 性を理由として科されるものである。いずれも将来の違法行為を抑止することを目的として科されるものであ し地方自治体が、 刑罰も行政罰も、 両者は、 違反行為に対するスティグマの付与という点で質的に差異が存在する。 行政罰とは異なる意義ないし機能がある。そして、このようなスティグマは、「お」 当該行為者に対して「あなたは悪い行為をした、 いずれも制裁的な色彩を帯びる制度であり、 いずれも保護法益に対する侵害あるいはその危険 非難に値する人間である」というメッセージを すなわち、 刑罰を科す国家な 刑罰は、 行為者に

しかし、このようなメッセージは、

路上喫煙をめぐる文脈では、

容易に以下のような形に

「誤変換」

あるい

は

と街 76 る。

このような限定がなされない場合には、

を行うに際しては、

非

難の対象となるべき当該行為者に非難の根拠を明示してメッセージが伝達されるべきであ

(当該行為者にとっても、

それ以外の者にとっても)

ときには、 変換は基本的に起こりにくいのである。逆に、 そ小型のゴミを捨てる人間一般が非難の対象とされている。 においては、 捨てをめぐる文脈では、このような誤変換を起こしにくい安全弁が存在する。すなわち、多くのポイ捨て禁止条例 喫煙者一般に対するメッセージとしての性質を帯びてしまっている点でも「誤変換」である。これに対して、 ようになるのである。これは、①当該行為者にとっては非難の根拠が異なるという意味で「誤変換」であるし、 たから非難する」というメッセージとしては受け止められなくなり、むしろ、「路上で」という留保のない、 を後押しするのは、 る「喫煙したから非難する」という喫煙者一般へのメッセージとして受け止められる(すなわち 煙と区別して「路上」での喫煙のみを規制する根拠自体が「名目的」なものであればあるほど、「『路上で』喫煙 抽象的なものであり、 メッセージを付与しない 誤 以上のような理解からすれば、 訳 刑罰を科す地方自治体はもちろん「路上喫煙をした行為者」を非難しているのであるが、 容易に「あなたは喫煙者であるから非難に値する」というメッセージに誤変換される。このような誤変換 される。 同様の誤変換が起こりやすいと言えよう。 タバコの吸い殻のみならず、空き缶などの小型のゴミがポイ捨ての対象として規制されており、 すなわち、 路上喫煙は確かに人の身体に対する危険を有する行為であるとしても、その危険自体は極 いわ 形態の制裁が選択されるのは、 ば 「あなたは路上喫煙という悪い行為をした、 「名目的な」法益侵害に過ぎない、という点である。このプロセスをより具体的に述 路上喫煙を法的に規制する場合に、 路上喫煙条例の一環としてタバコの吸い殻のみが規制対象とされ 極めて自然であると言える。 したがって、「喫煙者であるから非難する」という誤 可能な限り行為者に対して誤変換されやす 非難に値する人間である」というメッ 刑法が刑罰を用いて法益保 「誤変換」される 他 1の場 %所での 単な およ (2) 喫

「市民のライフスタ

避されるのがむしろ当然であるとも言えるであろう。

要素としてスティグマ機能を有すると解する以上、誤変換を防止する措置が存在しない場合には、 イル」への過度の干渉となることが回避し得ないと言えよう。 したがって、 刑罰が他の行政制裁とは異なる独自 刑罰の選択が

特に混雑するような区域(駅周辺や観光スポットがその代表であろう)、あるいは人が特に密集する時間帯 なものとして構成する必要があろう。その観点からは、人の身体に対する危険性を実質的に認め得る状況、 する措置を講じなければならないことを示している。すなわち、路上喫煙において想定されている法益侵害が 目的」であればあるほど、こうした「誤変換」が生じやすくなるのであるから、路上喫煙による法益侵害を実質的 これは、 逆に言えば、 路上喫煙においても刑罰を科すという選択肢を確保するためには、こうした誤変換を防 (通 勤・ 通

学時間帯など)に限って規制する、といったことを考慮しなければならないことになる。

捨てを抑止するという観点からして、刑罰は行政罰よりも実効的なのかという点が問題となる。 うことを必要とせず、むしろ刑罰による規制・抑止の対象とすることにつき十分な合理性があるように思われる。 回避する措置を講じることがまず前提となるのに対して、ポイ捨てについては基本的にはそうした特別の考慮を行 しかし、刑罰を科すべきか否かについては、よりプラクティカルな観点からの検討も必要となる。すなわち、 (3) これまでの検討によれば、路上喫煙については刑罰による規制・抑止の対象とするためには前 述の誤変換を

罰が科される行為であることを宣言すること自体による効果 を摘発することでより実効的な規制となり得る、 用を前提としない刑罰規定は結局のところ規制効果も有しない、 ①罰金を科したとしても警察・検察が積極的に検挙・起訴をするとは思えず、地方自治体としても、 刑罰全体の感銘力を低下させる、 ③過料であれば、 との理由を挙げて、 (規制効果) を期待しているに過ぎないが、 地方自治体が意欲的でありさえすれば ②軽微な法益侵害に対する制裁として刑罰を用 ポイ捨て規制においても刑罰よりも行政罰を 刑 刑

一八条)、

最終的には

「身体で払わされる」ことになるのに対し、重要である。罰金であれば、任意に支払われ

更に、

履行確保の点も重要である。

すれ 実上の非 るようなあらゆる軽微な犯罪を全て非犯罪化せよと主張することまでは必ずしも論者も意図しないように思われる 罰を適用することが刑罰の感銘力を低下させること自体はその通りであるとしても、 ためには正に当該地方自治体の活動によるところが大きいのであり、ここでもまた、当該地方自治体がどの程: べており、こうした徹底的な対策を採りうる、すなわちこのような人的・物的コストを負担しうる地方自治体がど ものとなっている。千代田区自身、「徹底的にやれば効果は上がる」が、「中途半端ではあまり効果がでない」と述(で) 激減したことが喧伝されているが、そうした成果を挙げるために千代田区にかかる人的・物的コストもまた相当な 科す方がより実効的であるとする見解がある。 すのに適していないのかを判断するための指針を提示することであろう。 な軽微な類型については非犯罪化すべきことになろうが、このような類型については検察官は起訴しないであろうから、 (こうした主張を徹底すれば、例えば傷害罪や暴行罪、器物損壊罪のような犯罪であっても、 コストを負担する意欲があるかにかかってくるのである。また、②については、軽微な法益侵害に対して安易に刑 く醸成されれば、そのような「世論」に警察・検察も応えざるを得ないように思われる。そうした意識を醸成する かであろう。 て、①については、罰金を科したとしてもそのままでは警察・検察が積極的に検挙・起訴すると言いがたいのは の程度存在するのかは、 .犯罪化がなされていると言うのであれば、今度は①の点、すなわち規制効果の有無という点が問題となろう)。 重要なのは、 しかし、ポイ捨てが看過できない有害性を持つ行為であるという意識が当該地域社会においてより 一定の軽微な法益侵害のうち、 (特に地方財政が逼迫している昨今では)相当に消極的に評価せざるを得ない。これに対(8) しかし、③については、 いずれが刑罰を科すのに適しており、 千代田区の意欲的な活動によりポ 例えば、 罰金や科料の対象になるよう 逆にいずれが刑罰を科 軽犯罪法に代表され イ捨てが 度 事 強 0

てお

任意に支払わない者に対しては労役場留置が予定され

過料の場合にはこのような担保手段が存在

担保手段とすることが考えられるが、ポイ捨ての前提となる喫煙行為については、特段の資格はなく成人であれ ない。道交法違反について非犯罪化をして反則金を科すに留めるという場合であれば、免許資格を反則金支払い⁽⁸¹⁾

誰でも可能な行為である以上、こうした担保手段を講じることも不可能であろう。

ら一般的に望ましいというわけではない。 る。罰金規定を導入するか過料規定を導入するかは、当該地方自治体の様々な事情及び前述のメリット・デメリ 警察・検察と連携して抑止を目指すということとは、いずれも十分に選択可能なオプションであるということであ トを総合的に考慮して決せられるべきことであり、決して罰金規定よりも過料規定を導入する方が実効性の観点か て行政自ら積極的に過料の徴収に乗り出すということと、罰金規定を導入して行政が積極的に犯罪事実を告発し、 以上の検討から明らかなことは、要するに地方自治体のやる気次第であると言うのであれば、 なお、近時、法制審議会被収容人員適正化に関する部会において、更生保護法五一条二項の特別遵守事項の 過料規定を導入し

れば、 会奉仕命令により地域の環境浄化活動(例えば路上の吸い殻などの清掃)に参加させることができるような制度があ 関係のみならず、罰金刑との関係でも検討に値する制度である。そして、例えば罰金の執行猶予の条件として、社 おいて社会奉仕命令の導入の可否が検討された際に、導入に賛成する意見の中に「財産刑の短所である一身専属性(88) すると、部会の立場は理解できる。しかし、一九九○年に設けられた法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会に 別遵守事項とするものである。日本の現行制度とより整合的なものとして社会奉仕命令を導入するという立場から(84) に、社会貢献活動を加えるべきことを法制審議会に報告することが決定された。こうした議論は、(8) の欠如の問題を解決できる」というものがあったことからも分かるように、社会奉仕命令は、必ずしも自由刑との 命令」の導入の可否という形でなされており、部会の立場は、社会奉仕命令を独立の刑罰とはせず、保護観察の特 ポイ捨て禁止条例に罰金規定を導入しつつ、社会奉仕命令により、行為者が行ったポイ捨てがいかに社会に 従来「社会奉仕 中

迷惑なものであるかを行為者に実感させることができ、社会に対する償いとしての意味は極めて大きいであろう。

- 千代田区生活環境課・前掲注(9)二四頁参照。 千代田区において路上喫煙を規制するきっかけの一つとなったのは、 歩行喫煙により児童に負傷させた事件であったとのことであ
- るのであれば、かかる危険性をより明確に認めることができるであろう。 して火傷を負わせる危険性は想定可能である。類型的に人が混雑するような公共の場所を指定し、そうした指定地域内での路上喫煙に限定す さという点もさることながら、 ことである(以上の経緯につき、http://www.city.odawara.kanagawa.jp/_filemst__/6194/kankyo081126.pdf を参照)。このような立証の困難 いるか立ち止まって喫煙しているかの判断が困難であるとの見解が示されたため、喫煙場所以外での喫煙を一律に禁止する規定を設けたとの において路上喫煙に罰金を科す規定を制定する過程で、検察庁と協議をした際、 歩行喫煙ではかかる危険性を伴うが、路上喫煙ではそのような危険は伴わないとする考え方もありうる。この点、 立ち止まっての喫煙であっても、喫煙場所として指定された場所以外での喫煙行為により、不特定多数人に対 歩行喫煙のみを規制対象とするのでは、歩きながら喫煙して
- (5) なお、こうした「生活環境」は「環境刑法」にいう「環境」に含める必要性も妥当性もないとして、「環境刑法」の文脈からは切り離す見 じられてきた(町野編・前掲注(钌)四七二頁以下(篠塚一彦)参照)ことからしても、「生活環境」を直ちに「環境刑法」の対象から除く必 解もある(町野編・前掲注(钌)四九頁(伊東研祐))。しかし、いわゆる産業廃棄物規制については従来から「環境刑法」の対象に含めて論
- (54) それぞれの見解の詳細については、伊東研祐『環境刑法研究序説』(二○○三年)二三頁以下(初出は「環境刑法における保護法益と法益 保護の態様」『刑事法学の現代的状況 は「環境刑法の保護法益」現代刑事法三四号(二〇〇二年)二九頁以下)を参照。 内藤謙先生古稀祝賀』(一九九四年)三〇五頁以下)、町野編・前掲注(47)八〇頁 (齋野彦弥) (初出
- Rechtsgutstimmung im Umweltstrafrecht, GA1992, S. 77ff. 間の生命・健康を保護する」場合のみが正統性を有するとして、あくまでも人間の生命・健康・身体の完全性のみが保護法益であるとする て人格的に発展するための前提ないし条件をなす侵害可能な現実的存在」として捉える立場を採り、環境刑法においては (但し、 こうした見解の主唱者としては Hohmann が挙げられる。彼は、人格的法益論、すなわち法益を「その時点での文化的・歴史的状況におい 抽象的危険犯を認めることで処罰の前倒し自体は広範に認める)。Vgl. Olaf Hohmann, Von den Konsequenzen einer personaler
- 一といった漠然としたあるいは静的な法益規定を否定し、 伊東・前掲注 54 四七頁以下参照。 但し、 より動的な諸機能の全体を包含する「生態系」を保護法益とすることを 伊東は「環境それ自体」あるいは 「(水、 大気、 土壌といった

- だからこそ、伊東・前掲注 54 四九頁は、 生活環境のような人間との関連性を否定しがたい法益については環境刑法の対象から外すので
- (5) 町野編·前掲注(47)八五頁(齋野彦弥)。

九九年) 一頁以下)。

- (0) 丁予幂 一方易生 (7) 三二寸 (1) 予明) 文学(5) 田里希 「古书名(4) ノニ丁(紫里万号)
- (6) 町野編・前掲注(47)三七頁(町野朔)も参照。
- 更なる放牧を行ったために、共有の牧草地は荒廃して誰も牛を飼えなくなったという事例である。 イナス一を牧夫の数で割ったものに過ぎない」と考えて合理的選択として更に放牧を行うことにしたが、他の牧夫も全く同様に考えて同様に るが、これによって生じる過度の放牧によるマイナスは、自分を含めた全ての牧夫によって負担されるから、自己の負担するマイナスは、マ の悲劇」事例であろう。すなわち、全ての人間が使用しうる牧草地があるとして、ある牧夫が、「もう一頭牛を飼うことで自分が一の利益を得 しかし、同様の行為が大量に行われたとすれば、極めて不合理な結末に至る。このことを特に象徴するのはハーディンのいわゆる「共有地 Lothar Kuhlen, Der Hanglungserfolg der strafbaren Gewäasserverunreinigung (§ 324StGB),S. 399ft
- (3) Vgl Claus Roxin, Strafrecht Allgemeiner Teil Bandl, 4. Aufl. (2006), § 2 Rn. 82.
- (4) 町野編·前掲注(4)八八頁(齋野彦弥)参照。
- 千代田区生活環境課・前掲注(9)一八頁以下が「割れ窓理論」に言及し、いわば「ゴミがゴミを呼ぶ」と述べるのも、基本的には同様の
- 66 いように見えるが累積すれば法益侵害性を肯定できるような行為なのである。要するに「ちりも積もれば山となる」ということに他ならない。 真に無害な行為であれば、幾ら累積しても無害であることに変わりはないが、ここで問題となるような行為は、一見すると法益侵害性がな
- 問題と重なる部分がある。但し、この問題は一般的には刑罰の規範形成力の問題とされているため、ここで論じることにする。 行為によって侵害される利益について法益としての要保護性を認めることが可能か」という問題となるため、厳密に言えばⅢ1で検討すべき この問題は、法益論の側から見れば、「そもそもそういった行為によって侵害される法益を想定することが可能か」、 あるいは「そういった
- 六六頁以下)。但し伊東はその後、環境についても既にかなりの程度法益化がなされたため、刑法の規範形成力に言及しなくなった旨を述べ 伊東・前掲注 川端博・町野朔・伊東研祐「《鼎談》環境刑法の課題と展望」現代刑事法三四号(二〇〇二年)一七頁。 (4) 二一頁(初出は「『環境の保護』の手段としての刑法の機能」『団藤重光博士古稀祝賀論文集第三巻』(一九八四年)二
- に存在するとし、 Normgeltung? in: Festschrift für SEIJI SAITO Zum70. Geburtstag (2003), S. 18ff. Jakobs & 特にここでは、 法益概念が有しているとされる自由保障機能、 Jakobs の積極的一般予防論が前提とされている。Vgl. Günther Jakobs, Was schützt das Strafrecht: Rechtsgüter oder すなわち①道徳と法との峻別機能や②単に抽象的な危険を有するに過ぎない 刑法は法益ではなく規範の妥当性を保持するため

に対して否定的態度を取ることに他ならず、それによって規範侵害は治癒され、規範の妥当性が確証されることになるとする 行為を処罰対象から排除する機能についても否定する。そして、刑罰を科すことは、行為者が社会を構成するものとしての規範に反したこと

- 松宮孝明「今日の日本刑法学とその課題」立命館法学三〇四号(二〇〇五年)三〇九頁以下、 同・前掲注(30)四一頁以下参照
- 成がなされるべきという主張は、 えないという場合に、「当該法益の存在に気づかせる」ために刑法を用いるべきという主張に他ならない。 のですが、多くの場合、それは既に昔から法益であったのです」と述べている(前掲注(80)(鼎談)一七頁)。すなわち、刑法による規範形 伊東は、「環境刑法」の文脈において、「かなりの部分が実質的に法益になってきた、新しい利益として認められたという側面もある 既に法益としての実体を有してはいるものの、一般的にはその点につき必ずしも共通認識があるとまでは言
- 地方自治体が路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例を導入する際にパブリックコメント手続を実施することが多いのは、このような観点からは
- ぼし、将来の違法行為をも抑止しようとするものと理解することにする。宇賀克也『行政法概説Ⅰ 制裁という概念は行政法学においても必ずしも一様に解されてはいない。ここでは一応、 違法行為を理由として違反者に不利益な効果を及 行政法総論 [第三版]』(二〇〇九年)二
-) 佐伯·前掲注(4) 一七頁以下。

二五頁以下。

- として、刑法をスティグマ効果付与の体系として把握する試みとして、得津晶「過失責任というドグマーティク」北大法学論集六〇巻四号 しか存在しないと解していたが(前掲注(4)一八頁)、現在では本文に示したように、行政罰に非難の要素があること自体は否定しないもの (二〇〇九年) 六五頁以下参照)。 の、質的な差異があると理解している)。また、樋口亮介『法人処罰と刑法理論』(二〇〇九年)一五六頁以下も参照(更に、樋口論文を契機 佐伯・前掲注(4)一二八頁以下(なお、かつては佐伯自身、こうしたスティグマ付与機能について、刑罰と行政罰との間には量的な差異
- (76) **II 3**(2)参照
- (77) 佐伯仁志「刑法の基礎理論」法学教室二八三号(二〇〇四年)四九頁以下。
- 神奈川県小田原市では、罰金を選択した理由として、小田原市のようなさほど規模の大きくない地方自治体にとっては過料を確実に徴収する 千代田区生活環境課・前掲注(9)一六四頁以下はこうした状況をありありと伝えている。路上喫煙についても罰金による規制を導入した パトロール費用などのコストが大きすぎるという点を挙げている。前掲注(52))を参照
- 千代田区生活環境課・前掲注 (9) 一六五頁。また、町野編・前掲注(47) 六八頁 (北村喜宣) も参照
- 点を過料のメリットとして考えることは可能である(佐伯・前掲注(77)五○頁)。しかし、現実に路上喫煙やポイ捨てに科されている過料の 罰金は地方自治体の条例違反に対するものであっても国の歳入になるのに比して、条例違反に対する過料は地方自治体の歳入になるという おおむね一〇〇〇円から二〇〇〇円であり、 確実な過料の徴収のために必要となる人的・物的コストからすれば微々たるものである。

- 81 うした場合に逮捕による身柄確保を行うことができない以上、強制執行が可能な状況がどの程度存在するのかは疑問である。 しても過料の徴収に応じないような人間については、氏名・住所などについても黙秘する場合やその場から逃走する場合も多いであろう。こ (4)三○頁以下。滞納処分と同様に処理されるため、最終的には強制執行により徴収するしかないが、そもそもポイ捨てを
- 佐伯・前掲注(4)三一頁、川出敏裕「交通事件に対する制裁のあり方について」『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集 第三巻』(二〇〇〇年
- .88) 法制審議会被収容人員適正化に関する部会第二六回会議(平成二一年一二月二二日)の「要綱(骨子)」(http://www.moj.go.jp/SHINGI2. 091222-1-2.pdf) 参照
- (8) こうした立場を採るものとして、佐伯・前掲注(4)六七頁以下参照。
- (85) この点につき、佐伯・前掲注(4) 六五頁以下参照

なることは否定できない。

但し、このように考えると、罰金の支払いが苦痛と感じられない資力の著しく大きな犯罪者との関係では、命令違反に対する処理が困難と

Ⅳ 終わりに

路上喫煙及びポイ捨てをめぐる法規制は、現在過渡的な状況にある。これまでの検討で得られた知見を元に、今

後のあるべき姿に向けての指針を述べておこう。

といったことが考慮されるべきであろう。(88) 的」な法益侵害である場合にこそメッセージの誤変換が促進される以上、路上喫煙における法益侵害を実質的なも 変換を回避する措置を採ることが必要不可欠である。そして、路上喫煙において想定されている法益侵害が「名目(&) のとして構成する必要がある。その観点からは、既に論じたように、特に混雑する場所や時間帯に限って規制する まず、路上喫煙の規制についてであるが、刑罰による規制をも選択肢として確保するためには、メッセージの誤

て残る。規制の実効性という点からは、必ずしも過料が罰金よりも一般的に優れているというわけではない以上、 このように解するとしても、路上喫煙及びポイ捨てを規制するに際して刑罰を選択すべきか否かはなお問題とし

近時、 限定された場所などについては、むしろ直罰方式による規制の方が望ましい場合もあり得る。このような様々な考 のである。従来、 で、違反行為に対する原状回復命令に違反した場合には刑罰を科すといった「二段構え」の規制を行うといったも 確保しつつ、他方で刑罰による感銘力にも依拠するという手法である。例えば、 制 ことは十分に合理性があると言えよう。更に、 が極めて重要となるため、そうした価値を損なう行為としてのポイ捨てに対して犯罪としてスティグマを付与する 美観という側面が重要となるような地域もある。このような地域においては、 各地方自治体の実情に合わせた考慮が必要となろう。 慮を行いつつ、全体として最も効率的な制裁を行うという視点こそが今後ますます重要となるものと思われる。 密集する地域においても特に人の往来が激しい場所や、観光地としての美観が特に重要となる地域といった、 のように過料と組み合わせることで、「伝家の宝刀」としての機能を発揮できる場合もあり得る。もちろん、 いて問題となる法益侵害性が きことになろう。また、 コストを相当程度負担し得る地方自治体であれば、過料規定を選択した上で徹底した対策を行うことが可能であ のために両者を組み合わせることも可能である。すなわち、一方で地方自治体が自ら規制を実効的に行う手段を 財政 こうした議論枠組みは、 純所持につい 的に余裕のない地方自治体においてはこのような対策は採れない以上、 間接罰方式は、直罰方式と比較してその機能的意義が否定的に評価されることが多かったが、こ ても刑事的規制の対象とする旨の改正をなすべきとの議論がなされているが、 特にポイ捨てに妥当することであるが、ある地域の生活環境のみならず、 「名目的」 他の刑事立法の評価においても有効である。 なものであればあるほど、「あなたは児童ポル 刑罰と行政罰とは必ずしも択一的なものではなく、より実効的な規 コストという観点から見ると、 例えば、 観光地としての価値を維持すること 違反行為に対して過料を科す一方 刑罰規定の選択も考慮されるべ 千代田区のように人的 児童ポル ノ所持という ノ規制をめぐり 観光地としての 純所持にお 行為をし より 人が

だから非難に値する」

非難に値する人間である」というメッセージは

「あなたは児童性愛者(ペドフィリア)

れる保護法益が何であるかにつき明確化することで、前述の誤変換を回避する措置を講じる必要がある。これは(タラ) べきであるという立場からすると、仮に児童ポルノの単純所持を処罰するのであれば、そこで侵害ないし危殆化さ というメッセージに誤変換されやすい。こうした少数者を狙い撃ちにするような刑罰規定は可能な限り回避され る

くまでも一例ではあるが、他の刑事立法においても、こうした観点からの検討が必要であろう。

であることを自覚しつつ、ここで筆を擱くことにする。 本稿は、本学に長らく貢献され、今年度で退職される荒木伸怡先生に献呈されるものである。甚だ不十分な論考

- これは、ポイ捨ての規制において、タバコの吸い殻のみを対象とする場合も同じである
- もしれない。こうした差異については、しかしながら、今後の検討課題とせざるを得ない。 すれば、閉鎖的空間においては規制が必要となる一方、路上のような開放的空間においては規制を行う必要性に乏しいと理解されているのか 特に混雑する場所についてであっても極めて乏しいように思われる。ドイツにおいては、専らタバコの煙の害のみが問題とされているのだと なお、ドイツにおいては、公共建造物や飲食店などについては禁煙・分煙の対策がなされている一方、 路上喫煙を抑止するという発想は、
- 例えば、日光市空き缶等の散乱防止に関する条例一五条(違反行為に対して三万円以下の罰金を規定)を参照
- (90) このような例として、岡山市の条例(前掲注(24))がある。
- こうした保護法益はもはや保護「法益」と認めることすら困難となり、刑罰のみならず、制裁の対象とすることもできないであろう。 ポルノを所持するような人間がいること自体が気持ち悪い」といった社会における多数派の感情を保護法益とすることに限りなく接近する。 前掲注(5)も参照。なお、およそ他人に流通する可能性のない所持についてまで刑事的規制の対象とする場合には、「この世の中に児童

番号:19730051、平成一九年度~平成二一年度)による研究成果の一部である。 本稿は、 日本学術振興会科学研究費補助金·若手研究® 「刑罰拡散化時代における刑事的規制の前提条件」